

(協議報告)

特定都市河川の指定に向けた協議について

上下水道部

国では、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域において、総合的な浸水被害対策を講じることを目的として、令和3年5月に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が公布されました。

この法律では、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川として指定ができることとなりました。

本市が位置する中川・綾瀬川流域は、ほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、山地や丘陵地はなく、大雨が降ると降水は河川により流下されずに流域内に湛水する特徴があり、過去から浸水被害が繰り返し発生しております。

このようなことから、国、県及び流域関係自治体により、浸水被害の軽減に向けた更なる治水対策を進めるため、令和6年3月を目途に本流域の特定都市河川への指定に向けた協議を行っております。

この指定によりまして、宅地開発などの雨水の浸透を阻害する行為を行う場合は、許可制とするほか、必要に応じて貯留機能の保全や浸水被害を防止する区域の指定を検討するなど、雨水の流出を抑制するための取組を促進していくものでございまして、令和7年度からの施行を目指しております。

これらの取組につきましては、流域全体の洪水被害の軽減や防止を図るため、非常に重要な取組であることから、今後も引き続き、本指定に向けた協議を行っていくとともに、法の趣旨や取組内容について、市民の皆様に向けて周知を行ってまいります。